

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

向日葵のひざし岡崎 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社BIG TREEが開設する向日葵のひざし岡崎(以下「事業所」という。)が行う特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、機能訓練指導員及び計画作成担当者(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要介護状態となった場合でも、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、要支援状態となった場合でも、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称等は、次のとおりとする。

- ① 名称 向日葵のひざし岡崎
- ② 所在地 愛知県岡崎市田口町字福田 71

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(常勤)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- ③ 従業者

生活相談員 1名以上(常勤換算、1名は常勤)

看護職員 2名以上(常勤換算、1名は常勤)

介護職員 15名以上(常勤換算)

看護職員及び介護職員は、要介護者等の指定特定施設入所者生活介護の提供を行うが、要介護者等のサービス利用に支障がないときは、要介護者等以外の入所者にサービスの提供を行う。

機能訓練指導員 1名以上

計画作成担当者 1名

従業者は、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の提供を行う。

(入所定員及び居室数)

第5条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の入所定員及び居室数は次のとおりとする。

- ① 有料老人ホームの定員45名のうち、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の定員は45名とする。
- ② 居室数39室のうち、特定施設入所者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の居室は39室とする。

(特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料等)

第6条 特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の内容は次のとおりとし、特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合の額とする。

- ① 入浴(毎日)、排せつ、食事等介護及び日常生活上の世話
- ② 日常生活動作の機能訓練(週2回)
- ③ 療養上の世話
- ③ 健康チェック(月1回)

2 利用者の選定による介護その他日常生活上の便宜に要する費用は、次のとおり徴収する。

- ① 家賃 53,100 円(1 人) 79,650 円(2 人)
- ② 食費 59,280 円(税込み)／人・月(朝 590 円 昼 691 円 夜 691 円 1 日 3 食で 30 日の場合)
*軽減税率適用の為消費税 8%
- ③ 管理費 70,290 円(税込み/1 人)、107,140 円(税込み/2 人)

3 入居申込金として、次のとおり徴収する。

- ① 入居申込金(事務手数料) 個室 1 名 143,000 円(税込み)
夫婦部屋 2 名 286,000 円(税込み)

4 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

5 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

6 月の途中における入退所については日割り計算とする。

(利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続)

第7条 生活相談員等は、利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行う場合は、入居契約書に基づき利用者の意思の確認を行い、同意を得ることとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第8条 生活相談員等は、利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 生活相談員等は、通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(業務継続計画の策定)

第11条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスを継続的に行うための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずる。

- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を年2回実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(感染症の予防と蔓延防止)

第12条 事業所は、感染症の予防と蔓延防止のため、次の措置を講ずる。

- 1 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。)を年4回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 感染症及びまん延の防止のための指針を整備する。
- 3 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を年2回定期的に実施する。

(虐待防止及び身体拘束)

第13条 事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)に基づき、次の事項を実施する。

ア 同法第5条の規定に基づき、高齢者虐待を受けた入居者の保護のための施策に協力する。

イ 同法第20条の規定に基づき、研修の実施、苦情の処理の体制の整備その他の高齢者虐待の防止等のための措置を講ずる。

- ① 入居者に対するサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為(以下「身体的拘

束等」という。)を行ってはならない。

- ② 緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- ③ 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講ずる。
 - ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を年2回開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ④ 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を年2回以実施すること。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後6カ月以内
- ② 継続研修 年1回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社BIG TREEと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

この規程は、令和元年6月1日から施行する。

この規程は、令和元年7月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年3月27日から施行する。

この規程は、令和2年9月17日から施行する。

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年12月16日から施行する。

この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。